

都城市公告第 214 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を更新したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 31 日

都城市長 池田 宜永



記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を更新した地区
五十市地区、横市地区、沖水地区、志和池西部地区、西岳北部地区、梅北地区、穂満坊地区、桜木地区、北山田地区、江平地区
- 2 縦覧場所
都城市役所 農政部 農政課